

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 にぎわい交流部 観光交流課・文化振興課, スポーツ育成課
- 2 監査実施日 令和4年2月25日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の閲覧, 帳簿突合, 質問等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, にぎわい交流部長ほか関係職員の同席の下, 所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が, 関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 監査を実施した。

監査の主な着眼点は, 次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する改善意見以外の予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び前回指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<観光交流課・文化振興課>

前回の監査において, 補助金交付要綱に定める補助率の例外規定適用の常態化について指摘したところであるが, 今回の監査においても改善されていないものが見受けられた。

補助額・補助率について効果等を検証し, 必要であれば基準の見直しを行うなど適正に事務処理されたい。

9 監査の結果に添える意見

<観光交流課・文化振興課>

観光文化の分野においては, 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け事業の縮小

を余儀なくされているが、そのような中、本市では「GEMBA モノヅクリエキスポ」など新たな事業にも積極的に取り組んでいる。今後も外部や周囲の知恵と力を上手く借りながら、前例にとらわれず創意工夫を凝らし、独創性やプロデュース力を持って十分な成果が上げられるよう取り組まれない。

<スポーツ育成課>

普通地方公共団体は公益上必要がある場合に補助金を交付することができ、スポーツ育成課においては、本市の生涯スポーツ活動の推進、スポーツ交流の拡大及び競技力向上を図るため、各種団体等へ補助金を交付している。

補助金のあり方については公益上の必要性に留意するとともに、交付決定にあたっては対象事業が要綱等に定める目的に沿っているかを十分検討した上で適正に判断されたい。

また、補助金の交付に際し、会場使用料を補助する場合においては施設へ直接支払うなど工夫し、より明確な運用に努められたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 予防先進部 いきいき健康課
- 2 監査実施日 令和4年2月25日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，予防先進部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。